

企業の経理・税務・庶務・労務担当者の執務指針

企業実務

2

FEB. 2009
No.655

特別記事

利益確保、赤字圧縮…

かつてない逆風下での 今期決算を どうまとめるか

経理・税務

無条件には応じられない

得意先から支払条件変更を
求められたときの経理の対応

人事・労務

残業代の50%割増し、時間単位の年休など

改正労基法に
企業はどう対応すればよいか

総務・法務

取扱いがズサンになりがち

会社の鍵の
管理方法を見直してみよう

2009/FEBRUARY

2

SUN

MON

TUE

WED

THU

FRI

SAT

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

『企業実務サポートクラブ』
会員募集中

詳しくは本誌98・99頁をご覧ください

常識として知っておきたい

「確定日付」の意味と役割

ある時点での文書の存在を証明する「確定日付」は、様々な場面で重要な意味をもちます。実務担当者、押さえておきたい基礎知識を解説します。

司法書士法人鈴木事務所代表社員
鈴木 龍 介

ビジネスにおいては、日常的に様々な文書を作成したり、見たりしています。

そうした文書には、作成した日付が付されているものが少なくありません。さらに文書のなかには、契約書や誓約書など、作成された日付が重要な意味をもつものがあります。

日付が重要な意味をもつ文書について、何らかの意図をもって実際に作成された日より前の日付が付されたりすると、当事者間で争いが生じることがあります。

そのため、作成日付に関する紛争を防ぐためには、ある文書が特定の日に存在していたことを証明する必要があります。法的に証拠力が認められた日付を「確定日付」といいます。

本稿では、確定日付がどのような意味や役割をもつのかについて紹介します。

確定日付が付される文書

確定日付は、主に次のような文書に付与されます。

①公正証書

文書が公正証書の場合は、その日付が確定日付とされます。

公正証書というと、通常は法律の専門家である公証人が作成する契約書や遺言書などを指しますが、ここでは、公証人が作成した文書だけでなく、公務員が作成する一切の文書を含んだ「公文書」を示しています。

②私署証書

公証役場または法務局（登記所）において、一般の私人が作成した

「私署証書」に日付付きの印章を押した場合、その印章の日付が確定日付とされます。

③内容証明郵便

内容証明とは、ある日付に差出人から宛先人に対して、どのような内容の文書が差し出されたかを、差出人が作成した文書によって郵便事業株式会社証明するサービスです。

一定の手続きによって内容証明が行なわれ、差出日が文書に記載されると、その日付をもって確定日付とされます。

確定日付の効力

確定日付には、次の二つの効力があります。

①本来の効力

文書は、確定日付があることに

よって、その日付について「証拠力」をもち、確定日付を取得した日にその文書が存在したことが証明されます。

②債権譲渡・質権設定における對抗要件

對抗要件とは、当事者間で成立した権利関係を第三者に対して主張するためのものです。

債権譲渡や質権設定についての詳しい説明は省きますが、確定日付のある証書によらなければ、第三者に対して自らの権利を主張することができません。

文書の内容

文書の内容は、契約や債権譲渡などのような法律行為や、これに関連した事実を記載したものに限りません。

会社や法人の総会の議事録、覚書のようなものであっても、その存在が何らかの証拠価値をもっている場合には、確定日付が付与されます。

内容が未完成な証書について確定日付を取得する場合は、

- ・空欄部分を補充する
- ・以後、補充できないよう空欄部分に棒線を引く
- ・空欄である旨の説明文書を添付

し、割印する
のいずれかにより、確定日付が付
与されます。

▼確定日付が付与されないもの

確定日付の付与を受けるには、
文字や記号により「意見、観念ま
たは思想的意味」を表示している
必要があるとされています。

そのため、次のようなものは確
定日付が付与されません。

①図面、写真

図面、写真は、それ自体は意見
や観念等を表示していませんの
で、原則として確定日付の付与を
受けることはできません。

②写し

文書の作成者は、文書の内容に
ついて、あくまで原本によって意
見、観念等を表示します。

文書のコピー自体は、意見、観
念等を表示したものではありません
ので、原則としてコピーに確定
日付は付与されません。

▼外国語文の取扱い

意見、観念等を表示した文書で
ある以上、外国語文であっても確
定日付の付与を受けることが可能
です。

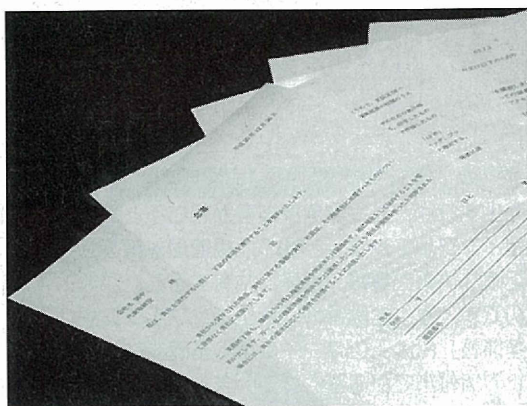
ただし、公証人・登記官は、外

国語文字のみでは確定日付を付与
するに適した文書であるかどうか
を判断することができません。
そのため、請求者は、訳文また
は要旨を記した文書を提出する
か、もしくは内容を説明する必要
があります。

▼確定日付の取得方法

請求者は、完成した文書を公証
役場または法務局（登記所）に持
参し、口頭または確定日付付与請
求書によって申し込むと、公証人
名または登記官名の入った確定日
付印が押捺されます。

請求者は、文書の作成者本人で
はなく、代理人や使用者であっても
差支えありません。その場合に、



身分証明書、印鑑証明書、委任状
等の提示、添付なども特に必要あ
りません。

また、管轄の制限はありません
ので、どこの公証役場・法務局（登
記所）でも確定日付の付与を受け
ることができます。

手数料は、公証役場・法務局（登
記所）いずれでも一件につき七〇
〇円となっています（平成20年12
月末現在）。

▼確定日付の活用事例

企業において、確定日付のある
文書が活用されている具体的な事
例を紹介いたします。

①債権の消滅時効の中断

債権には、請求等を行わない
と権利が消滅する「消滅時効」が
あります。

しかし、債務者に債権の存在を
承認する旨の書面を作成させ、そ
れに確定日付を付すことで、時効
はその日付をもって中断したこと
が証明されます。

②株式の譲渡

中小企業においては、事業承継
等を理由として、親族間での株式
の譲渡が行なわれることが少なく
ありません。

その譲渡の際、作成する譲渡契

約書に確定日付を取得すること
で、いつ譲渡が行なわれたのかを
明確にすることができます。

③株主総会議事録など

株主総会や取締役会が開催され
た場合には、その議事の内容およ
び経過を記録するため、法律によ
って、議事録を作成することが義
務づけられています。

それらの議事録に確定日付を付
すことで、議事録がきちんと作成
されたことを確認できます。

④株主名簿

株式会社では、ある期日（基準
日といえます）の株主名簿に記載
された株主に対して、株主総会招
集の通知や利益の配当を行なうこ
とになります。

この基準日における株主名簿に
確定日付を付すことで、株主の権
利に関わる紛争を予防することが
できます。

▼電子文書への確定日付の付与

最近は文書の電子化、ペーパー
レス化が急速に進み、紙の文書で
はなく電子文書でやりとりをする
機会が増えています。

こうした電子文書についても、
一定の手続きにより確定日付の付
与を受けられます。